

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 3 月 16 日

八戸市長 小林 眞  
(公 印 省 略)

### 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲 【上長地区】  
正法寺、三条目、笹ノ沢、尻内、大仏集落
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 28 年 3 月 14 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
13 経営体数  
法人 0 経営体  
個人 13 経営体  
集落営農（任意組織） 0 組織
4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
・担い手は十分確保されている。
5. 農地中間管理機構の活用方針  
・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方  
・単一の農業経営ではなく、水稻、ながいも、ごぼう等を中心とした複数部門による農業経営を行い、地域農業を維持させていく。